

# ひしもにた 議会だより

発行：群馬県下仁田町議会



下仁田小学校運動会・ラジオ体操

選手宣誓



## 下仁田町議会 基本条例を制定しました

<b>主な 内容</b>	第3回定例会	2～3
	一般質問	4
	委員会報告	4～6
	基本条例制定される	8～9
	シリーズ消防団	10

# 町議会新しい構成でスタート

## 正副議長就任のあいさつ

### 開かれた議会の実現に向けて

#### 佐藤勇二 議長

この度の議会改選において議長に就任いたしました。

議会は、車の両輪に例えられますが、執行と議会との緊張感を保ちながら、可決議案には、大きな後方支援をし、問題のある議案には修正・調整を含め、是は是、非は非のメリハリある議会運営が必要であると思います。

町は、今地方創生の時期に入り、今後町がどのような政策を実施していくかが大きな課題となっています。

国は、やる気のある自治体とない自治体のふるい分けに入りました。決められた時間内で計画・実行・実績が求められています。スピード感を持ち、加速的に進めなければなりません。その意味において、議会の立場・行動が重要な役割だと感じます。

議会基本条例も制定され、議員の資質・品位も一段と向上しなければなりません。

町の安全・安心はもとより、人口対策・活性化としっかり取り組み、任期中議会の和を取りながら努めていきたいと思えます。

今後とも議会に一層のご支援と、ご協力をお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。



#### 岩崎正春 副議長

### 協調性ある議会を目指して

この度、改選後の議会において指名推薦にて副議長に選任されました重みを鑑み、佐藤勇二議長を支えつつ、議会の活性化のために、委員会での活発な議論と、スピード感をもって、決めるとき

には決め、遅滞なく地方創生に向けて微力ながら精一杯努力いたす所存です。さらに風通しの良い議会運営を目指し、皆様にご信頼される議会に全力で取り組むたいと思っております。皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。任のご挨拶とさせていただきます。

#### ◆監査委員の選任同意

議会から選出の監査委員に岡田武二氏が選任、同意されました。全会一致で同意



## 第3回 定例会の概要

### ▼開会日・議会構成

(9月14日)

会期を30日までとする決定を行い、新議長・副議長が選任され、各常任委員会等の委員長・副委員長・委員も決定しました。

### ▼議案の上程(16日)

有限会社産業開発しもにた経営状況の報告についてほか2件の報告の後、教育委員会委員の任命について同意しました。更に、条例改正案など8件を上程し、平成27年度4会計補正予算と平成26年度決算認定等8件を予算決算特別委員会に付託しました。

### ▼予算決算特別委員会

(17～18日)

付託された案件の審査を行いました。

### ▼閉会日・採決及び一般質問(30日)

予算決算特別委員長が付託議案の審査結果報告を行い、採決の結果、委員長報告のとおり可決しました。また、高瀬政信議員が子育て支援、人口減少対策について一般質問を行いました。更に議員提案で「議会基本条例」(8～9ページに原文掲載)を可決し、閉会しました。



佐藤 勇二 委員      永井 正之 副委員長      原 秀男 委員長      千野 榮治 委員      堀口 博志 委員      岩崎 正春 委員

## 総務常任委員会

総務課・地域創生課・住民税務課・会計課及び教育委員会などの所管に関する事項を調査・審議します。



佐藤 博 委員      岡田 武二 委員      木暮 弘元 委員長      岡田 邦敏 副委員長      島崎 紘一 委員      高瀬 政信 委員

## 社会経済常任委員会

健康課・保健環境課・産業観光課及び建設ガス水道課などの所管に関する事項を調査・審議します。

## 議員役職一覧表

(平成27年9月16日現在)

議長 佐藤 勇二		副議長 岩崎 正春				監査委員 岡田 武二							
		● 委員長			◎ 副委員長			○ 委員					
委員会等	氏名	岡田邦敏	永井正之	木暮弘元	原秀男	岩崎正春	高瀬政信	佐藤博	佐藤勇二	千野榮治	島崎紘一	堀口博志	岡田武二
総務常任委員会			◎		●	○			○	○		○	
社会経済常任委員会		◎		●			○	○			○		○
議会運営委員会				○	○	○		○			●	◎	
予算決算特別委員会		○	○	◎	◎	○	○	●	○	○	○	○	○
広報発行特別委員会		◎	●	○	○	○					○		
少子高齢人口対策特別委員会		○	○	○	○	◎	○	○	○	●	○	○	○
下仁田南牧医療事務組合議員				○	○			○	○		○	○	
甘楽西部環境衛生施設組合議員			○			○	○		○	○			○
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議員				○	○				○				
国民健康保険運営協議会委員		○		○				○					





高瀬 政信議員

子育て支援について

議員 町で管理している遊具は何ヶ所か。

教育課長 教育課で管理している公園は、サンスポーツランド一か所で、遊具は4つです。

議員 サンスポーツランドには、危険な遊具はあるか。

教育課長 点検の結果、ローラー滑り台、滑り台とブランコの複合遊具は使用判定が不可となり現在使用を中止している。キノコのモニュメントは、劣化、クラックが多数あり現

在通り抜け禁止になっている。

今後については、スポーツ施設ではあるが、公園で遊具もあるので町長部局と相談しながら子供たちが楽しめるような対策を考えたい。

議員 危険な遊具は早急に撤去して、子供たちに怪我のないようにしてほしい。

次に、町で学童保育を受けている児童は何人で何ヶ所あるか。

健康課長 施設は馬山・

青倉保育園2か所で、利用者は、小学校児童の3分の1程度、約60名が利用している。

議員 町でどのくらい補助しているのか。

健康課長 国・県・町が3分の1ずつで人数により基準額が変わるが、1施設当たり200万から350万円出ている。

議員 個人負担はどれくらいか。

健康課長 一人あたり7000円です。

議員 子育て支援として、個人負担の一部を

支援できないか。健康課長 利用者が一部児童に限られていること、また、園の負担が

増えることから支援は出来ないと考えます。

議員 保育所に兄弟を預けている母親が出産し

育休を取得すると一人退園させるのか。

健康課長 町単独の基準を設け、育児休暇中の対応として、母親の職場復帰が決まっている場合は、保育所継続入所申し立ての提出により在園できる。

議員 職場復帰が決まっていけないと認めないのか。

健康課長 待機児童がい



予算決算特別委員会報告

予算決算特別委員会主な質疑

◆平成27年度 下仁田町 一般会計 補正予算 (第2号)

歳入▼▼▼

問 基金繰入金で決算積

立が8000万円と取崩の戻しがある。補正の結果、財政調整基金の現在高はいくらか。

答 今回の補正の結果、11億453万円余となります。

歳出▼▼▼

問 地域おこし協力隊募集事業で、募集に係る経費が107万円余必要なのか。

答 来年度から採用したい協力隊の募集で、高崎、東京、大阪で説明会を実施する費用の他、協力隊の受入れの優良自治体として、兵庫県朝来市への視察を

問 募集会には全国から自治体が集まるのか、

また、この経費について交付税措置がつくか。

答 町単独での募集となる。経費については特別交付税の対象。

問 文化財調査保護委託料増額について。

答 既に実施した吉崎地内宮畑公有地の埋蔵文化財試掘調査に続き、公有地の西中跡地及び馬山小跡地の試掘を行うための委託料の増額。

問 試掘を行う時期についてはいいつか。

答 現在、荒船風穴史跡

地内で遺構確認調査を行っているとされており、その進捗状況を見ながら進め、年度内には終了したい。

**問** 域学連携推進事業について。

**答** まちづくりに関心を持つ大学と連携し、若い視点で調査研究を町民と共に行う。当町は、高崎商科大学と包括的連携協定をしている。今回、ドローンを活用した観光PRとして、観光プロモーション画像を作成するもの他、11月に地域連携シンポジウムを計画している。

**問** 林業事業推進対策の、森林組合が建設を中止した経緯について。

**答** 森林組合が、杉の木峠に作業用建物の建設と帯鋸盤おびのこぼんの購入を予定していたが、地権者から土地の返還を求められ、製品の置く場所が見つからず断念した。国や県の信頼問題となる。トンネル的な予

算組みだけではなく厳しい目で対応してもらいたい。議会としても遺憾である。

**問** 体験交流センターの管理運営に関する限度額については協定書に謳っているのか。

**答** 協定書のなかで1年1500万円とし、初年度のみ月割りで1125万円としている。生活環境保全でスズメバチ駆除のほか、ヤマヒル被害への対応はないのか。

**答** 現在ない。ヤマヒルについては森林組合にヤマヒル専用液があるそうだが、今後、県へ照会し情報収集を行うなど対応していきたい。

**問** 乳幼児対策の内容は。

**答** 不妊治療費助成要綱を改正し、助成金に充てたい。

◆平成26年度 下仁田町 一般会計 歳入歳出決算認定について

**歳入**▶▶▶ 新聞発表された伊勢山下の地価公示価格について、どのように決められるのか。

**答** 地価公示価格は、県が調査し公表するものだが、不動産鑑定士が、売買事例等により鑑定評価を行いその結果をもとに決定する。

**問** 町税延滞金について、当初予算149万円に対して、収入済額179万円余りであることについて。

**答** 見込んだ予算額より回収が進んだため。年内にすべての回収が終わるのか。

**答** 本税から納税をお願いしている。年内にすべての回収は困難であるが、地道な回収に努めたい。

**歳出**▶▶▶ 地域づくり支援事業補助金の支出先について。

**答** 旭町区七夕まつり、矢川区百庚申整備、緑ヶ丘区環境整備、上町区山車修理、下小坂

区獅子舞保存に補助している。

**問** 多くの区に活用していた、どのように何にでも使える補助金としてどうか。

**答** 補助金交付要綱により、町長と協議し検討したい。

**問** 中学生海外派遣事業の内容について。

**答** オーストラリアのブリスベンに8月13日から8月20日までの間、生徒10名(募集12名中、応募者10名)、引率者3名で行った。生徒からは、自己負担金20万円をいただいた。支出額は、574万円余で、引率者の経費は、出張手当3万円程、旅行費39万円である。

**問** 旧かぶら保育園解体工事と旧里見紙店跡地木塀設置工事の内容は。

**答** 今回の旧かぶら保育園解体工事は、本宿の長楽寺境内にあったもので、土地の所有者からの返還要請と本宿区の集会所として使用し

なくなつたことに伴うもの。跡地利用については、今後の検討となる。

**問** 庁舎等管理費の駐車場用地賃借料について。

**答** 借地面積772.7坪で2名の方から年額175万円余で借りている。

**問** 駐車場用地について、職員の負担はあるのか。

**答** 現在ない。平成12年から19年まで、職員個人からの徴収ではなく、職員共済会から年間45万円支出をしてい



中学生海外派遣(ケアンズ・4マイルビーチ)

た。当時は下仁田町から給料総額の1000分の3で約200万円程の負担金が共済会に

対してあったが、平成20年度にはなくなつた。この削減と同時に、共済会から町に對する駐車場負担金もなくなっている。

問 税金で職員駐車場の費用を出すのはどうかという話も聞くので、検討されたい。

答 旧馬山小学校跡地に中型トラックのアルミボディコンテナ2台設置。備蓄は飲料水1800ℓのみで少ない状況であるため、今年の冬に備え、非常用飲料水と非常用食料を9月補正に計上した。

問 下仁田駅構内看板広告代と観光宣伝新聞広告料について。

答 下仁田駅構内に設置してある町の観光看板の年間広告料支払いと新聞等に6回広告掲載を行った。

問 もつと積極的なPRをしたほうが良いのではないか。

答 9月補正予算で増額したもので対応したい。

問 家族介護慰労金の金額は8万円で変わっていないか。

答 支給要件はどのようなものか。

答 要介護4以上の方で施設入所、入院、ショートステイ等の利用期間が100日を超えない方を介護している家族へ支給している。

問 家族の方の苦労を考えると、金額を上げること検討されたい。

問 介護保険制度が平成28年度から変わっていくようだが、サービス等はどのように考えているのか。

答 検討委員会を作つて、現在サービスを受けている方に不利益にならないようなサービス体制づくりを検討している。

問 要支援の人が現在受

けている、ホームヘルプサービス等を社協等とよく話し合い受けられるように考えて欲しい。

答 「元氣クラブ」運営委託料について。

問 要介護状態にならないように、その手前の状態の人を集めて、5会場で紹介予防教室を行っている。期間は3ヶ月で12回開催し、延べ788人の方が参加している。町の社会福祉協議会への事業委託料である。

問 除染対策事業費委託金について内訳は。

答 町内15地区157地点を年2回、空間線量測定業者への委託料として167万円余。残りの248万円余は週1回、除去土壌等仮置き場内4ヶ所の空間線量測定と月1回の地下水等採水業務の業者への委託料である。

問 結果公表はどのようにしているか。

答 空間線量については、職員が毎回確認し

採水した地下水等の放射能検査を行い、翌日には下吉崎の集会所前の掲示板にて周知及び町ホームページへも掲載している。

スズメバチ駆除費委託料と助成金の支出の違いについて。

答 助成金は町のハチ駆除費助成要綱に従い、申請により専門業者がスズメバチの巣を駆除した経費の1/2、1万円を限度に補助したものの。委託料は、空き家等で所有者が高齢で遠方に在住し、付近が通学路になっているなどのやむを得ない場合に町で専門業者を依頼したもの。

問 インフルエンザワクチン接種病院委託料について。

答 原則(特例有)として65歳以上の町民2227人分の接種費用になる。接種費用3800円のうち町からの助成が1人当たり2800円となり、町民の自己負担は1000円。

生活保護者については全額町負担となつている。

問 65歳以上の対象者は何人で、何割の方が接種しているのか。

答 3682人で、約6割になる。

問 これからインフルエンザの流行する時期となるので、重症化予防のためにも接種について周知されたい。

答 今年度については、10月の広報で案内をする予定。また、各医療機関には管内で統一されたポスターの掲示で案内している。

問 特定保健指導(メタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた生活習慣病予防)の対象者は何人か。保健指導を受ければ効果が出るのか。

答 26年度は、対象者126名中、利用者20名。個別通知の後、申し込みのない方へ電話勧誘をしている。自身で立てた目標を達成するために、3ヶ月支援を続ける。行動計画を実行できれば効果が出る。



元氣クラブ  
(歯科衛生士さんとお顔のマッサージ)

## 9 月定例会審議結果

○は賛成、×は反対を表しています

議案番号	議案名	議員名											審議結果
		岡田邦敏	永井正之	木暮弘元	原秀男	岩崎正春	高瀬政信	佐藤博	千野榮治	島崎紘一	堀口博志	岡田武二	
56	監査委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
57	教育委員会委員の任命について	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	同意
58	下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
59	下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
60	下仁田町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
61	下仁田町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
62	下仁田町いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
63	下仁田町役場出張所設置条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
64	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
65	平成 27 年度下仁田町一般会計補正予算（第 2 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
66	平成 27 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
67	平成 27 年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
68	平成 27 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
69	平成 26 年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
70	平成 26 年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
71	平成 26 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
72	平成 26 年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
73	平成 26 年度下仁田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
74	平成 26 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
75	平成 26 年度下仁田町水道事業会計決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
76	平成 26 年度下仁田町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
77	予算決算特別委員会設置に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
78	広報発行特別委員会設置に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
79	少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
80	下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
81	下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
82	下仁田町議会基本条例（佐藤 博 提出分）	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	否決
83	下仁田町議会基本条例（岩崎正春 提出分）	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	可決

※佐藤勇二議長を除く 11 人で採決を行います。



# 下仁田町議会基本条例制定される

## より開かれた、より分かりやすい議会を目指して 平成27年10月1日から施行

### 策定経緯

下仁田町議会では、平成23年4月から議会改革の検討を始め、当初は、議会運営委員会において検討を始めました。

平成23年5月6日にスタートし、平成23年は二回、平成24年は、7回、4月11日には東吾妻町へ視察に行きました。平成25年は3回、平成26年は6回、平成27年は3回。なお、平成27年8月20日の議員協議会では、9月定例会中に再度新たなメンバーが加わる中で周知を図り、追加議案として提出することになりました。

基本的な概要は、現在議会運営で行われている内容を基本的に踏襲し、明文化し、わかりやすくしました。

この条例は、国内外や町を取り巻く諸状況の変化に対応すべく最高規範の見直し手続きも盛り込みました。常に町民の付託に応え、より良い条例改正がいつでも可能であります。

### 下仁田町議会基本条例

#### 目次

- ▼前文
- ▼第1章 目的
- ▼第2章 議会、議員の活動原則
- ▼第3章 町民と議会の関係
- ▼第4章 議会と町長等との関係
- ▼第5章 政策
- ▼第6章 等の形成過程
- ▼第7章 議会事務局
- ▼附則 最高規範の見直し手続

下仁田町（以下「町」という）は、ネギとコンニャクの特産物を有し、国指定史跡・世界遺産「荒船風穴」と特異な地質による日本ジオパークの地域でもある。私たち下仁

田町議会（以下「議会」という）は、十分に機能を発揮するため、公平、公正及び透明性を確保し、町民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、情報提供、共有化を図り、常に対話を重ね、政策提言や監視機能を積極的に行っていくことを固く誓うものである。町民・行政・議会の関係を明らかにするとともに、更に発展させ、地方公共団体議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割及び責務を明確にするとともに、改革と規範の姿勢を明確にし、町民代弁者として町民の負託に応えることを目指して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める規定を遵守し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

#### ▼第1章 目的

##### （目的）

##### ●第1条

この条例は、議会の基

本理念及び基本方針、議員の責務、議員の活動規範、議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という）の関係、町民と議会の関係等を明らかにし、将来にわたって町民の負託に的確にこたえていくため、必要な事項を定める。条例の制定、調査権及び監査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、自らの創意と工夫を研鑽し、町民との協調のもと、まちづくりを推進していく。町長等とは緊張ある関係を保ち、監視機能を発揮する。また政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、議会の公平、公正及び透明性を確保することにより、町民に開かれた議会を目的とする。

#### ▼第2章 議会、議員の活動原則

##### （議会の活動原則）

##### ●第2条

議会は、町民の代表機関であることを自覚し、公平、公正及び透明性を重視し、町民参加を推進

する議会に努めなければならない。

2 多様化する町民の意見を、政策形成に適切に反映できるように努めなければならない。

3 議会は、町民を代表し、町の施策について議論をする場である。

4 議会は、町民の傍聴意欲を高める運営に努めることとする。

5 議会は、定刻に開会し、休憩する場合は、必要に応じて理由と再開の時刻を傍聴者に説明する様に努めることとする。

6 議員の定数は、下仁田町議会議員定数条例（平成14年下仁田町条例第22号）による。

7 議員報酬は、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例（昭和31年下仁田町条例第21号）による。

8 政務活動費は、下仁田町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年下仁田町条例第31号）による。

9 会議規則は、下仁田



町議会会議規則（昭和63年下仁田町議会規則第1号）による。

### （議員の政治倫理）

#### ●第3条

議員は、町民の代表として町政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実及び清廉を基本として常に品位を保持するよう努めるとともに、法令遵守のみならず、道義的にも模範たる様に努めなければならない。

2 議員は、倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使してはならない。

3 議員の資質に反する行為等があったと認められた場合は、関係法令や下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例等（平成24年下仁田町条例第29号）に照らし合わせて処置することができる。

### （議員の自由討議）

#### ●第4条

議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識

し、議員相互の自由な討議の推進に努めなければならない。

2 議員は、町政全般についての確に判断、議論をして自己の能力を高め、日々の研鑽によって、町民の代表者としての活動をする。

#### ▼第3章

### 町民と議会の関係

#### （町民と議会）

#### ●第5条

議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議の他、委員会を原則公開する。

3 議会は、委員会に参考人及び公聴会制度を活用し、専門的、かつ、政策的見識等を議会に反映させる。

4 議会は、請願及び陳情を、政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設置することができる。

5 議会は、政策提案の拡大を図るため、町民等の意見を聴く場を設け、政策能力強化に努

める。

6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表するなど、議会活動に対して、情報公開を行う。

（委員会）

#### ●第6条

議会は、町民をとりまく様々な社会情勢の変化や新たに生じる課題等に対応するため、各委員会は適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、行政の監視と評価とともに、政策立案及び提言を積極的に行う。

3 委員会は、委員長が統括する。

### （議会報告会と広報活動）

#### ●第7条

議会は、町民に議会報告会を必要に応じて開催することに努めなければならない。

2 議会報やホームページなどの適時活用を図り、広く町民が閲覧でき、意見や要望も日常的に把握するように努めなければならない。

#### ▼第4章

### 議会と町長等との関係

#### （議会と町長等との関係）

#### ●第8条

会議における町長等への質疑、一般質問は、一問一答方式とする。

2 会議で発言しようとする議員は、論点を明確にするように努めなければならない。

#### ▼第5章

### 政策等の形成過程

#### （政策等の形成）

#### ●第9条

議会は、町長等に対して計画、政策、施策又は事業（以下「政策」という）の過程説明をするように求めることができる。

(1) 政策の発生源  
(2) 検討した他の政策案等の内容

(3) 他の自治体と類似する政策との比較検討  
(4) 総合計画における根拠又は位置づけ  
(5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策に関わる財源措置  
(7) 将来の投資効果を検証する

2 議会は、前項の提案を審議するに当たり、政策水準を高めるため論点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努める。

3 議案書及び予算決算書の説明は、町長等に対して第1項各号の規定に準じて事業別資料を求めることができる。

#### ▼第6章

### 議会事務局

#### （議会事務局の整備）

#### ●第10条

議会は、政策の立案及び提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ、効率的に行うため、議会事務局の調査及び業務機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、議会の運営及び議員活動が円滑に行われるため、議会事務局の適正な人員配置に努める。

3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、職務を遂行するものとする。

#### ▼第7章

### 最高規範の見直し手続

#### （条例の見直し等）

#### ●第11条

この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例に反する議会関係条例を制定することを認めない。

2 議会改選後は、直ちにこの条例の周知、徹底を行わなければならない。

3 議会は、検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められた場合は、適切な処置を講じる。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。



# ① 下仁田町消防団本部

下仁田町消防団 団長 神戸 淳さん



土谷副団長 神戸団長 林副団長

下仁田町消防団は、昭和30年3月10日に下仁田町、馬山村、小坂村、西牧村、青倉村の1町4村の町村合併により、各町村に設置されていた消防団がひとつになり発足しました。

現在は、正副団長を本部とし、第1分団（下仁田）、第2分団（青倉）、第3分団（小坂）、第4分団（西牧）、第5分団（馬山）と構成され団員総数164名（平成27年8月現在）で活動しています。

下仁田町消防団は、昭和30年3月10日に下仁田町、馬山村、小坂村、西牧村、青倉村の1町4村の町村合併により、各町村に設置されていた消防団がひとつになり発足しました。

現在は、正副団長を本部とし、第1分団（下仁田）、第2分団（青倉）、第3分団（小坂）、第4分団（西牧）、第5分団（馬山）と構成され団員総数164名（平成27年8月現在）で活動しています。

消防団とは、消防署と同様に消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関ですが、常勤で勤務する消防署員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行うことが主な活動内容です。



また、平常時においても訓練や予防啓発活動、所有機材の整備点検等に従事し、万が一の火災等に備えております。

しかしながら、近年では人口減少により新入団員の確保に苦慮しているのが現状です。入団資格は町条例で定めていますが、一般的には18歳以上で当町に居住、若しくは勤務している方なら入団できますので、是非ともご協力いただければ幸いです。

最後に、10年後また20年後に下仁田町消防団が更に強い組織であるために、我々が今出来る事を精一杯取り組んで行くことをお約束すると共に、寒い季節となりますので「火の元」には、くれぐれもご注意ください。よろしくお願いします。

議会だより・会議録をホームページでご覧下さい。  
<http://www.town.shimonita.lg.jp/>

次の定例会は12月の予定です。  
議会傍聴をお待ちしています。  
日程などのお問い合わせは

☎64-8810



## 編集室から

議会だより第71号をお届けします。

本号は、平成27年9月定例会について編集しました。

皆様方に出来るだけ見やすく、読んでいただける紙面作りを心掛けておりますが、お気づきの点やご意見、ご

要望がありましたら、お知らせください。

議会改選で、広報発行特別委員会も次の構成員でスタートしました。

- 委員長 永井正之
- 副委員長 岡田邦敏
- 委員 木暮弘元
- 委員 原 秀男
- 委員 岩崎正春
- 委員 島崎紘一